

降機等命令取消等請求事件に係る 準備書面

広島地方裁判所民事部御中

2022年11月2日
原告 谷本誠一



去る2022年2月6日、AIRDO機72便から事実上強制降機させられた事件に関し、その後いくつかの国際的、並びに日本政府の動きがありましたので、追加で補足説明申し上げます。

先ずイギリスですが、2021年7月9日からマスク着用義務が撤廃されました。アメリカでは2022年3月25日からハワイ州でのマスク着用義務が解除されたことで、全米50州において、マスク着用義務が完全撤廃された格好です。例えば、アメリカでのプロ野球の光景がテレビ中継されていますが、密の中で、観客の殆どがマスクを着用していません。

オーストラリアでは、2022年4月29日に西オーストラリア州がマスク着用義務を撤廃したのを皮切りに、各州が追従して来ています。フランスでも、2022年3月14日に屋内でのマスク着用義務が解除されたことを受け、5月16日には、公共交通機関でのマスク着用義務も撤廃されました。

この公共交通機関においては、2022年4月18日に、アメリカ連邦裁判所フロリダ州地方裁判所において、「保健省によるマスク着用義務付けは違法である」との趣旨で判決が下されました。これを受け同日、米航空協会がマスク着用義務解除を、所属の各航空会社に通知した結果、即日パイロット、CA、乗客がマスクを一斉に外しました。

我が国では憲法の人権条項に守られ、マスク着用を義務付ける立法化はできません。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策本部を有する内閣官房が、これまでマスク着用を強く推奨して来たことから、あなたも新型コロナウイルス感染症対策としてマスクを着用する事は当然であり、それに協力しない者は周囲に迷惑をかけているとの差別的偏見が横行し、それに伴って他人にマスクを強要する「マスク警察」がはびこっています。ですから、欧米の様にはマスクを着用する義務は課せられていない悲しい現状があるのです。

実際の外へ出てみますと、殆どの方がマスクを着用しています。ところがこれらの人々が家庭に帰ったとすると、これまた殆どがマスクを外しているのです。政府は、家庭生活こそ濃厚接触の温床だと流布し、家庭内が一番感染リスクがあると宣伝して来ました。にも関わらず家庭に帰るとマスクを外す逆転現象は、一体どういうことでしょうか？これは、真にマスクに効果があると信じている国民は極めて少なく、人目を気にしての「村度マスク」であったということなのです。

一方、2022年3月28日、国立感染症研究所の脇田隆字所長が、「新型コロナウイルスはエアロゾル感染する」と、初めて国会答弁しました。これまで政府は、新型コロナウイルスは接触感染と飛沫感染であるとして、アクリル板設置やマスク着用を誘導して来た感は否めません。ところがエアロゾル、即ち空気感染だとすれば、アクリル板やマスク着用そのものが無意味となります。

尤も、これまでの不織布マスクにおいては、編み目の大きさがウイルスの50倍はあると言われており、無意味であることは明白だったのです。それを内閣官房が、理化学研究所や東京大学医科学研究所に研究させ、コンピュータ富岳によるシミュレーション結果や水槽内マネキン人形実験において、マスク着脱による呼気のルートや捕集率の違いを計算しただけの内容を、あなたもマスクが感染症に有効であるとの錯覚を国民に植え付けて来たのです。この研究はコロナ禍に入った後追いで2020年に発表されています。

実はこれらのは研究は、社会実験や人体実験を全く行っておらず、感染性の有無に關して証明するものでは全くありませんでした。ですから、これは科学論文とは言えなかったのです。その証拠に、国民がマスク着用が新型コロナウイルス感染症の予防効果があるとのエビデンスを情報公開請求をしたところ、国立感染症研究所は勿論、文科省や国土交通省

も、不存在と公文書回答しているのです。

これはとりもなおさず、富岳シミュレーションやマネキン実験がマスクの有用性に係る証明論文ではなかったことを証明することになったのです。

この脇田答弁が伏線となり、内閣官房・新型コロナウイルス感染症対策本部は、2022年5月23日、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針（変更版）」を発出。この2.5ページに初めて、下記文言を記述したのです。

即ち、「政府は地方公共団体と連携し、国民へのメッセージとして、本人の意に反してマスクを着脱を無理強いないよう、丁寧に周知する」です（添付書①参照）。この真意を私が内閣官房に電話して確認すると、「確かに内閣官房がまとめた文章ではあるが、具体的にこの文言を記述したのは、厚労省新型コロナウイルス感染症対策推進本部であるので、そこから連絡を入れさせる」との回答。その後同本部から連絡があり、この文言の真意を確認した結果、下記言質を得ました。

- ①就学前児に止まらず、学校や大人社会全てが対象
- ②オミクロン株流行時や熱中症が起きやすい夏場に止まらず、普遍的方针
- ③事実上の他人からの「マスク警察禁止」と捉えてもらってよい

つまりこの文言は、「マスク警察禁止」と要約できるといふ訳なのです。

それを受け、厚労省同本部は、翌々日の5月25日、「マスクの着用に関するリーフレットについて（周知）」を、都道府県の衛生管理部署宛に発出しました。その鏡文に、「マスク警察禁止」文言が見事に入ったのです（別紙②参照）。これには、マスク着用に関し、屋内外での事例を解り易く「屋外・屋内でのマスク着用について」と題したリーフレットにて掲載していました。但し、場合によってマスク着脱が分かれるため非常に解り辛くなっていたのです（別紙③参照）。しかも、リーフレットそのものには、残念ながら「マスク警察禁止」文言は転載されておりました。これでは丁寧な周知にはなりません。

更に、発出元が文科省ではなかったため、都道府県教育委員会等には、この国民へのメッセージが一向に浸透しませんでした。

ところが2022年10月7日、岸田文雄首相が「マスク着用のルールを改めて作る」と国会答弁したのを機に、内閣官房が各省庁に対し、改めて再周知を図ることを指示。これを受け、10月14日に厚労省対策本部が「マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）」を通知。その鏡文に、例の「マスク警察禁止」が再度入りました（別紙参照④）。加えて、更に解り易い「マスクの着用について」と題したリーフレットに改訂し、屋外では原則マスク不要を解り易く打ち出したのです。屋内においても、距離が確保でき、会話が殆どない場合もマスク不要としました（別紙⑤参照）。

飛行機内は3分で室内空気が入れ替わる万全の換気体制が図られ、会話は殆どないので、す。しかも、この度のAIRDO 72便で、ノーマスクを貫いた私と高橋清隆さんは、他の乗客と10m程度は離れていた訳で、他の乗客も私達がノーマスクで着席していることすら知る立場になかったのです。

よくノーマスク者がいると、「周囲に迷惑をかける」とか、「周囲の人が怖がっている」とか、相手に圧力をかけるため安易に詭弁が使われますが、この状況で、マスク着用をしなればならない理由は皆無です。

しかも私達は、空港責任者たる基地長代行の指示で、「ノーマスクでの搭乗」が許可されていたのです。その許可理由に、他の乗客からかなり離れた最後尾席を用意された訳なのです。つまり運航約款による契約が完全に成立していました。

戻りまして、内閣官房の指示を受けて、10月17日にはスポーツ庁がスポーツ団体宛に「マスク警察禁止」が入った厚労省対策本部通知を添付した上で、「マスク着用のリーフレットについて」を発出。幼稚園から高校生までを対象とする「衛生管理マニュアル」を発売している文科省健康教育・食育課は、10月19日に同様の通知を出しました。これにも、厚労省の「マスク警察禁止」文言が入った通知を添付しています。

このように、本人の意に反して何人もそれを強要してはならないのです。度が過ぎると刑法第223条の強要罪にもなり兼ねません。この度CAが私達に義務でないことを執拗に行わせようと求めたのは、この強要罪に該当しますし、航空法第151条の機長等の罪、

即ち職権濫用罪にも該当するものです。

但し、私が敢えて刑事告訴を見送ったのは、飛行機に乗り込んで来た警察官や釧路警察署自体が、このことを全く理解しておらず、告訴を受理するはずがなかったからに他なりません。彼らは法の下での中立性は全くなく、あくまで釧路空港や AIRDO 側に一方的に荷担していたのですから・・・。

つまり、CA は機長の指示の下で、「お願い」という詭弁を使い執拗にマスク着用を求め、私達の信条を踏みにじり、「マスク警察」としての強要を白昼堂々行ったのです。これは明かに職権濫用です。

しかも警察官は、機長命令が航空法第73条の4第5項に基づき、反復継続禁止命令に止まっていたにも関わらず、「マスクはもう関係ない。降りるんだ！」と恫喝しました。降機命令でもないのに、これがあなたかも降機命令であるかのように装い、職権を濫用したのです。ですから私達は、警察官の逮捕執行権行使を恐れ、自らの意図に反してこの場を収束させるため、やむを得ず自主的に降機したのです。これは憲法第22条が定める移転の自由を侵害するものです。

結論として、定期航空協会が作成した機内ルールの雛形に基づき、AIRDO の内規がもしあったとして、その内容がマスクを健康上の理由以外で着用しない者への搭乗を拒否することのできるとの条項があったとしても、それは無効になります（別紙⑥参照）。

実は私達は、往路である2月4日の羽田～中津線での ANA 377 便にノーマスクで搭乗できました。ところが、この事件を契機に私宛に ANA から、「健康上の理由があるなら医師の診断書を送り返せ。それができないなら、次回からは搭乗できない」旨のいわゆる「搭乗拒否通知」が送られて来たのです（別紙⑦参照）。もの凄いい人権侵害です。

憲法第98条にありますように、憲法が最高法規であり、憲法に違反する法律は無効、それに違反する条例や各種団体の規則やルールは全て無効になることを、この際明確にしおきたいと思えます。即ち、憲法第11条基本的人権の尊重、第12条自由と権利の保障、第13条幸福追求権、第14条法の下の平等一です。

これらの下に、感染症法第4条と新型インフルエンザ等対策特別措置法第5条（基本的人権の尊重）があるのです。これらは国民の責務として、感染症対策への協力を努力義務とす一方で、人権尊重を義務としており、感染症対策より人権が上位に明確に位置付けられているのです。加えて新型インフルエンザ特措法第13条第2項には、感染症患者等（周囲の関係者全てを含むと解釈されます）への差別を禁じているのです。

更に人権教育啓発推進法第1条には、信条の違いによる差別を禁じています。この信条というのは、正に憲法第19条思想・良心の自由から引用されているもので、マスクを着用するからしないかは、あくまで個人による信条の領域なのです。

【参照添付書類】

- ① 2022年5月23日付け内閣官房通知
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（変更版）」25ページ抜粋
- ② 2022年5月25日付け厚労省通知
「マスクの着用に関するリーフレットについて（周知）」
- ③ 2022年5月25日付け厚労省通知に係るリーフレット
「屋外・屋内でのマスクの着用について」
- ④ 2022年10月14日付け厚労省通知
「マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）」
- ⑤ 2022年10月14日付け厚労省通知に係るリーフレット「マスクの着用について」
- ⑥ 定期航空協会によるマスク着用依頼の配布文書
- ⑦ ANA からの搭乗拒否通告文書

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」
令和3年11月19日(令和4年5月23日変更)
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

- ・高齢者施設等の利用者が新型コロナウイルス感染症から回復し退院する場合の早期受け入れや施設内の療養環境整備を行うため、医師・看護師の派遣など高齢者施設等での体制強化を図る。
 - ・レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開けや、発熱した従業者の休職等、「介護現場における感染症対策の手引き」に基づく対応を徹底する。
 - ・面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討する。通所施設において、導線の分離など、感染症対策をさらに徹底する。
 - ・感染が拡大している又は高止まりしている地域において、高齢者施設等でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、職員に対する検査の頻回実施を行う。
- 5) 事業者
- ・緊急事態宣言の発出を待つことなく、業務継続の観点からも、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減目標を前倒しで設定する。
 - ・事業継続が求められる業種に係る業務継続計画（BCP）の確認等を進める。
- 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項
- 二の全般的な方針を踏まえ、主として以下の重要事項に関する取組を進める。
- (1) 情報提供・共有
- ① 政府は、地方公共団体と連携しつつ、以下の点について、国民の共感が得られるようなメッセージを発出するとともに、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進

めるとともに、冷静な対応をお願いします。

- ・発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
- ・国民に分かりやすい疫学解析情報の提供。
- ・医療提供体制及び検査体制に関する分かりやすい形での情報の提供。特に、感染状況が悪化し、医療提供体制がひっ迫した場合には、その影響を具体的に分かりやすい形で示すこと。
- ・変異株についての正確で分かりやすい情報の提供。
- ・「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知。
- ・なお、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いることにならないうように、丁寧に周知する。
- ・業種別ガイドライン等の実践。特に、飲食店等について、第三者認証を取得している飲食店等を利用するよう、促すこと。
- ・風邪症状等体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出・移動自粛等の呼びかけ。
- ・感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、あらかじめ厚生労働省が定める方法による必要があることの周知。
- ・新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方を分かりやすく周知すること。
- ・感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ・従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・接触確認アプリ（COVID-19 Contact-Confirming Application : COCOA）のインストールを呼びかけるとともに、陽性者との接触通知があった場合における適切な機関への受診の相談や陽性者と診断された場合における登録の必要性についての周知。あ

各 都道府県保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

各 都道府県市区町村
保育主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
子ども家庭局

マスクの着用に関するリーフレットについて（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力頂きありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策としてのマスクの着用については、「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」（令和4年5月20日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び子ども家庭局事務連絡）においてお示したところですが、今般、周知に当たってのリーフレットを別紙のとおり作成しましたので、内容について御了知の上、関係各所への周知のほど、お願い申し上げます。なお、周知に当たっては、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いることにならないよう、丁寧な周知をお願い申し上げます。また、子どものマスク着用に関するリーフレットについては、文部科学省と協議済みであり、同省から関係各所にも周知されることを申し添えます。

【問い合わせ】

（屋外及び屋内でのマスク着用関係）
新型コロナウイルス感染症対策推進本部（戦略班）

（保育所等の子どものマスク着用関係）
子ども家庭局保育課

屋外・屋内でのマスク着用について



- マスク着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要です。
- 一人ひとりの行動が、大切な人と私たちの日常を守ることに繋がります。
- 屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や、距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**
- 屋内では、人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**



【屋外】

距離が確保できる	距離が確保できない
<p>マスク必要なし</p>  <p>目安2m以上</p> <p>マスク必要なし</p> 	<p>マスク着用推奨</p>  <p>マスク必要なし</p> 
<p>会話をほとんど行わない</p>	<p>徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面</p>

【屋内】

距離が確保できる	距離が確保できない
<p>マスク着用推奨</p>  <p>目安2m以上</p> <p>マスク必要なし</p> 	<p>マスク着用推奨</p>  <p>マスク着用推奨</p> 
<p>会話をほとんど行わない</p>	<p>通勤ラッシュ時や人混みの中 ではマスクを着用しましょう</p> 

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。マスクを着用しない場合は、移動はお控えください。

夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。



マスクに関するQ&A



新型コロナウイルス感染症予防のために
(厚生労働省HP)

【都道府県
保健所設置市
特別区】
各 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力頂きありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策としてのマスクの着用については、「マスクの着用に関するリーフレットについて（周知）」（令和4年5月25日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び子ども家庭局事務連絡）において、マスクの着用の考え方についてのリーフレットをお示しし、その周知をお願いしていたところでした。

今般、基本的な感染対策としてのマスク着用の考え方に変更はありませんが、更なる周知のため、場面に応じた適切なマスクの着脱について、リーフレットを別紙のとおり作成しましたので、内容について御了知の上、関係各所への周知のほど、お願い申し上げます。なお、周知に当たっては、**本人の意に反してマスクの着脱を無理強いることにならないよう、丁寧な周知をお願い申し上げます。**

また、本年10月11日からの**入国制限等の見直し**により、外国より来日される方が増えることも考えられ、別添のとおり英語版のリーフレットも作成しておりますので、外国人の方が多く利用される場所に掲示するなど、御活用いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】
新型コロナウイルス感染症対策推進本部（戦略班）

マスクの着用について

マスクについては、**場面に応じた適切な着脱**をお願いします。

屋外

季節を問わず、**マスク着用は原則不要**です。



人との距離(めやす2m)が保てず、
会話をする場合**は着用をお願いします。**



徒歩や自転車での通勤・通学など、人とすれ違う時も**不要** 距離を保って、会話を**する際はマスクは不要**



屋内

距離が確保でき会話を
ほとんど行わない場合をのぞき、
マスクの着用をお願いします。

マスク着用推奨



十分な換気など感染防止対策
を講じている場合は外すことも可

マスク着用推奨



距離が確保できず、
会話を**する時は着用**



人との距離(めやす2m)が保てて、会話を
ほとんど行わない場合は**着用は必要ありません。**

基本的な感染対策はメリハリをつけましょう。
高齢の方に会う時、病院に行く時、通勤ラッシュ時や
人混みの中ではマスクを着用しましょう。



飛行機を安心してご利用いただくための航空会社からお客さまへお願い

新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の拡大防止のため
また、お客さま同士のご不安の解消のため
空港・飛行機内において、マスク等、鼻と口を覆うものを
着用いただくようお願いいたします。

以下の内容に同意をいただけない場合は、飛行機へのご搭乗をお断りする場合があります。

- 他のお客さまにご不安やご迷惑をおよぼすおそれがあるため、空港内、航空機内では飲食時を除き、常時マスクの着用をお願いいたします。（※乳幼児を含む小さなお子さまは除く）
■ 着用が難しい理由がある場合は、事前に地上係員や客室乗務員へお申し出ください。
（飛行機の利用に際し、健康状態の確認をさせていただきます（場合があります）
※マスクの着用が難しい場合には、マスク・フェイスガード・メガネ・マスク・フェイスガード
着用も可とします。
■ 地上係員や客室乗務員から指示があった場合は、必ずマスク等の着用をお願いします。
（マスク等の着用が難しい理由を係員と確認済みの場合は除く）
※業務の遂行を妨げ、またはその指示に従わない等の場合には、ご搭乗をお断りする場合があります。
（例：マスクが事情を伺っても意図的な無視・沈黙がなされ、適切な対応を取ることができない場合、
マスクに対する暴力・暴言があった場合等）

感染拡大防止にむけて、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

定期航空協会

JAPAN AIRLINES



2022年3月25日

谷本 誠一 様

全日本空輸株式会社
CX 推進室 CS 推進部
部長 水内 賀之

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

早速でございしますが、過日2月4日の弊社便（羽田発中標津行き ANA377 便）ご搭乗時のご申告内容に関する疑義がございしますことから、弊社の考えを以下のとおりお伝えいたします。

谷本様におかれましては、ご搭乗当日、羽田空港にてご搭乗手続きを代行されたご同行のお客様を通じて、顔面神経痛という健康上の理由によって、マスクやフェイスマスクなどの代替品を含め着用することが出来ない旨、ご申告を頂いております。それを承った弊社係員は、健康上の理由でマスクが着用出来ないお客様に対する所定の手順（適時適切に口などを覆っていただく）に沿って対応をいたしました。

しかしながら、谷本様は、2月6日の弊社とエアドゥとの共同運航便（釧路発羽田行き ANA4772 便）ご搭乗に際しましては、「マスク着用の強制は憲法違反」という独自の主張を理由にマスク着用に関する協力要請を強く拒否されたとの報道がございました。

弊社といたしましたのは、今般の谷本様の一連のご申告内容について、上述のとおり疑義が生じておりますため、今後弊社便をご利用頂く際には、マスクが着用出来ないとの診断が記された医師による診断書を事前に弊社までご郵送いただくようお願い申し上げます。

また、診断書の弊社へのご提示がないまま、今後の弊社便ご搭乗に際しマスクの着用を拒否されました場合には、ご搭乗をお断りする場合がございますことを予めお伝え申し上げます。

民間航空会社である弊社といたしましては、国土交通省航空局ならびに医療関係の専門家に確認いただいたガイドラインに従い、ご搭乗いただくお客様の安心と安全を確保してまいります。存でございしますこと、何卒ご理解のほど、お願い申し上げます。

追伸 診断書を事前にお送りいただく際には同封の返信用封筒をご使用ください。

敬具